

# 令和2年第7回五所川原市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和2年6月12日（金） 午後3時

2 開催場所 五所川原市役所3階議会委員会室

3 出席委員 16名

会 長

20番 斎藤 靖裕

会長職務代理者

19番 長尾 信彦

委 員

1番 平山 洋志

2番 阿部 喜代志

3番 櫻井 良一

4番 川浪 輝雄

5番 相馬 孝雄

6番 柳原 真

7番 白戸 裕丈

9番 土岐 敏教

11番 小山内 清人

12番 森 義博

13番 佐野 一

14番 秋田谷 悟

16番 岩谷 博

17番 原田 繁福

18番 徳田 長弘

4 欠席委員 4名

8番 小野 列子

10番 中川 満善

13番 佐野 一

15番 和島 勇人

5 次 第

(1) 開会

(2) 会長挨拶

(3) 議長選出

(4) 議事録署名者の指名及び書記任命

(5) 業務報告

(6) 議事

議案第35号

農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第36号

農地法5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

議案第37号

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に係る決定について

議案第38号

農用地利用配分計画案に係る意見について

議案第39号

地目変更登記に係る照会に対する調査結果について

議案第40号

「令和2年度の目標とその達成に向けた活動計画」及び「平成31年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」の公表について

報告第13号

農用地利用配分計画の認可について

報告第14号

農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

6 その他

7 閉会

## 8 参 与

### 農業委員会事務局

事務局長 浅利 寿夫

次長 川口 均

農地係長 斎藤 和広

農政係長 田附 浩司

### 農業委員会金木支所

支所長 秋村 正紀

### 農業委員会市浦支所

支所長 小寺 昭直

### 農林水産課

主任 岩根 亮平

(開会時刻 午後 3 時)

司 会 定刻になりましたので、ただいまより令和 2 年第 7 回  
総会を開会いたします。  
はじめに、齋藤会長より挨拶を申し述べます。

会 長 (あいさつ)

司 会 次に、次第 3 「議長選出」ですが、五所川原市農業委員  
会総会規則第 5 条により「会長は、会議の議長となり議事  
を整理する」と規定されておりますので、会長に議長をお  
願いします。  
齋藤会長、よろしく申し上げます。

会 長 (議長席へ)

議 長 それでは、暫時の間、議長を務めますので、議事進行に  
つきましてご協力をお願い致します。  
本委員会の在籍委員数は 20 名であります。本日の出席  
委員数は 16 名であり、定足数に達しており会議が成立い  
たしました。  
まず、次第 4 「議事録署名者の指名及び書記の任命」  
を行います。  
五所川原市農業委員会会議規則第 26 条に規定する署  
名者の指名ですが、私から指名させていただくことにご  
異議ありませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 異議なしの声がありましたので、私から指名させてい  
ただきます。

議事録署名者には、9番 土岐委員、11番 小山内委員のご両名を指名いたします。

また、書記には田附農政係長を任命いたします。

なお、参与として、浅利事務局長、川口次長、斎藤農地係長、秋村金木支所長、小寺市浦支所長、農林水産課岩根主任にお願いいたします。

次に、次第5「業務報告」を参与から報告していただきます。

#### 参 与 (報告)

令和2年5月26日午前9時30分から市役所2階会議室においてあっせん委員会を柳原一夫推進委員と事務局で行いました。

3条有償移転事業1件、農林業支援センター事業1件を適正に処理したことを報告いたします。

また、令和2年6月3日午前9時30分から平山洋志委員、岩谷博委員で五所川原地区の5条転用2件。

令和2年6月5日午前9時から徳田長弘委員、櫛引富士太郎推進委員で金木地区の5条転用1件の現地調査を行いました。

#### 議 長 ご報告ありがとうございます。

それでは、本日の議案に入らせていただきます。

議案第35号「農地法第3条1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

#### 参 与 (議案説明)

1ページをご覧ください。

議案第35号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」であります。

農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものであります。

申請件数は、有償所有権移転5件、無償所有権移転3件、使用貸借権設定1件です。

2 ページをご覧ください。

1 番 金木町嘉瀬萩元、田1筆、5,082㎡  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
農業委員会あっせん総額1,778,700円  
の有償移転です。

2 番 大字唐笠柳字藤巻、田2筆、合計3,093㎡  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
総額13,000,000円の有償移転です。

3 番 大字高野字広野、畑2筆、合計2,481㎡  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
総額100,000円の有償移転です。

4 番 金木町中柏木鎧石、畑1筆、857㎡  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
総額20,000円の有償移転です。

5 番 金木町喜良市坂本、畑1筆、1,986㎡  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
総額500,000円の有償移転です。

6 番 大字梅田字間瀬、田2筆、合計8,552㎡  
譲渡人、譲渡人は記載のとおりです。  
贈与による無償移転です。

7番 大字一野坪字朝日田ほか、田6筆、畑1筆、合計12,445㎡  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
親から子への生前一括贈与による無償移転です。

8番 金木町芦野、田2筆、畑6筆、合計16,170㎡、譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
贈与による無償移転です。

9番 大字野里字山ノ越、畑1筆、3,274㎡  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
借受人変更による7年間の使用貸借権設定です。

以上、皆様のお手元にお配りしております調査書のとおり農地法第3条第2項の不許可要件に該当せずすべて許可相当であると判断されます。

議長 議案第35号についての説明が終わりました。  
ご質問のある方はお願いいたします。

1番

平山委員 2番の場所はどこか？

参与 パワーコメリの東側です。

議長 他にご質問はございませんか？

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

委員 (なし)

議長 ご異議がないようですので、原案のとおり許可いたします。

続きまして、議案第36号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参与 6ページをご覧ください。

議案第36号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」

農地法施行令第10条第1項の規定により別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものです。

申請件数は、所有権移転2件、使用貸借権1件です。

7ページをご覧ください。

1番 金木町朝日山、畑1筆、228㎡

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

申請地は、金木総合支所から北西へ約0.2kmに位置し、おおむね300m以内にある農地であるため第3種農地と判断されます。

申請人は、建築業を営んでおり無許可で平成12年に作業場を建築、平成31年9月に焼失してしまいましたが、木材の加工、保管場所が不足している状態が続き土地を探していたが、希望した土地が見つからなかったため同じ場所への申請に至った。

農地法について理解を求め、指導したところ申

請人は深く反省しており始末書の提出がありました。

北・南側は宅地、東側は雑種地であり、西側は市道に面しているため周囲に農地は存在しない。

土地利用については、計画図より申請地を有効に利用できるかと判断され、資力・信用についても問題なく遅滞なく事業に供するものと思われ、転用にあたり許可相当であると判断される。

2番 大字稲実字米崎、田1筆、226㎡

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

転用理由はホテル宿泊施設です。

申請地は、五所川原市役所から南東へ約2.2kmに位置し、市街地の区域内または市街地化の傾向が著しい区域に近接する区域でその規模が10ha未満であるため第2種農地と判断されます。

申請人は、ホテル業を営んでおり無許可で昭和51年頃に祖父が建築、経営者からこの会社を買った時に田と認識していたものの、どのようにすればいいか分からず放置していましたが違法状態で子供達に引き継ぎたくはないので、今回の申請に至った。

農地法について理解を求め、指導したところ、申請人は深く反省しており始末書の提出がありました。

周囲は宅地であり、農地は存在しない。

土地利用については、計画図より申請地を有効に利用できるものと判断され、資力・信用についても問題なく遅滞なく事業に供するものと思われ、転用にあたり許可相当であると判断されます。

3番 字幾世森、畑1筆、490㎡

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

転用理由は車両駐車場です。

申請地は、五所川原市役所から北東へ約1.3kmに位置し、市街地の区域内または市街地化の傾向が著しい区域に近接する区域でその規模が10ha未満であるため第2種農地であると判断されます。

申請人は、自動車運転代行業を営んでおり、現在、賃借している駐車場が貸主の都合から賃貸借契約の継続が不可能となり、営業車両及び従業員車両の駐車スペースを確保するために希望の土地を探したところ自宅から比較的近く防犯面でも都合がよく今回の申請に至った。

周囲は宅地であり農地は存在しない。

申請地との間は段差がなく敷砂利で整地し土砂の流出の影響はない。

雨水は自然浸透させ土地利用についても計画図より申請地を有効に利用できるものと判断され、資力・信用についても問題なく遅滞なく事業に供するものと思われ、転用にあたり許可相当であると判断される。

申請地の位置については、8、9ページをご覧ください。

なお、9ページの位置図のNo.2の申請箇所正しい位置は約1cm左側になります。

議長 議案第36号についての説明が終わりました。  
ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議 長           ご質問がないようですので、議案第36号について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

委 員           (異議なし)

議 長           ご異議がないようですので、議案第36号について原案のとおり可決し、許可相当の意見を付して県知事に送付することに決定いたします。

                  続きまして、議案第37号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に係る決定について」を議題といたします。

                  参与より説明をお願いします。

参 与           10ページをご覧ください。

                  議案第37号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に係る決定について」

                  五所川原市長から農用地利用集積計画作成のため協議があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会の決定を求めるものであります。

                  件数は、利用権設定12件、所有権移転14件です。

                  11ページ番号1番から15ページ12番までの利用権設定12件については皆様のお手元にお配りしてあります農業経営基盤強化促進法第18条の調査書のとおり許可要件を満たしております。

                  16ページ番号1番から21ページ14番までの所有権移転14件につきましては、すべてあっせん委員会によるあおもり農林業支援センター（農地中間管理事業）によるものです。

議 長           議案第37号についての説明が終わりました。

                  閲覧時間を5分とりますので、閲覧をお願いします。

委員 (5分間閲覧)

議長 それでは時間となりましたので、議案第37号について審議いたします。

ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、議案第37号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委員 (異議なし)

議長 ご異議がないようですので、議案第37号について原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第38号「農地利用配分計画案に係る意見について」を議題といたします。

参与から説明をお願いします。

参与 22ページをご覧ください。

議案第38号「農用地利用配分計画案に係る意見について」

五所川原市長から別紙のとおり農用地利用配分計画案について協議があったので農業委員会の意見を求めるものであります。

件数は3件です。

別紙A3サイズの一枚用紙をご覧ください。

1番 利用権の設定を受けるもの、設定するものは記載のとおりです。

利用権を設定する農用地は大字原子字山元、畑

1筆、期間は6年、借り賃は総額10,000円です。

受け手の決定理由は、借受希望者のうち経営地に最も近接です。

2番 利用権の設定を受けるもの、設定するものは記載のとおりです。

利用権を設定する農用地は大字原子字山元、畑6筆、期間は7年、借り賃は10aあたり2,000円です。

受け手の決定理由は、借受希望者のうち経営地に最も近接です。

3番 利用権の設定を受けるもの、設定するものは記載のとおりです。利用権を設定する農用地は大字鶴ヶ岡字福田、田3筆、期間は8年、借り賃は10aあたり12,000円です。

受け手の決定理由は、当該地域内の担い手と希望条件が合わず、当該地域での耕作を希望する当該地域外の担い手との交渉によるものです。

以上のことから、配分計画案の利用権を設定する農地は、あおもり農林業支援センターが借り受けた農地の転貸となります。

受け手の選定については、中間管理事業の推進に関する法律に基づき、受け手の経営地と貸付地が隣接しているまたは貸付地を作業受託していた等のルールにより市農林水産課が選定しています。

以上です。

議長

議案第38号についての説明が終わりました。

ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、議案第38号について原案のとおり決定いたします。

委員 (異議なし)

議長 ご異議がないようですので、議案第38号について原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第39号「地目変更登記に係る照会に対する調査結果について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参与 (議案説明)

23ページをご覧ください。

議案第39号「地目変更登記に係る照会に対する調査結果について」

青森地方法務局五所川原支局登記官より標記照会がありました。

件数は1件、農地の所在は大字神山字山越、畑1筆

土地の所有者は記載のとおりです。変更後の地目は宅地であります。調査の結果、平成12年7月19日農地転用許可済みであることを事務局長名で回答したので承認を求めるものです。

以上です。

議長 議案第39号についての説明が終わりました。  
ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、議案第39号について承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なし)

議長 ご異議がないようですので、議案第39号について原案のとおり承認いたします。

続きまして、議案第40号「令和2年度の目標とその達成に向けた活動計画」及び「平成31年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」の公表についてを議題といたします。

参与から説明をお願いします。

参与 (議案説明)

24ページをご覧ください。

「令和2年度の目標とその達成に向けた活動計画」及「平成31年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」の公表について

農業委員会等に関する法律第37条により「農業委員会は、事務の実施状況についてインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。」と規定されていることから、別紙のとおり策定した「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画」及び「平成31年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」を公表するにあたり農業委員会の意見を求めるものです。

公表方法としては、市のホームページ及び全国農業会議所ホームページにより6月下旬の公表を予定しております。

それでは、25ページをご覧ください。

「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画」  
「Ⅰ 農業委員会の状況（令和2年3月末現在）」について

農家、農地等の概要、農業委員会の現在の体制は記載のとおりです。

26ページをご覧ください。

「Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化」について  
現状は記載のとおりです。

課題は中山間地や未整備農地の借入地の減少です。

目標は令和7年度までに集積率80%の達成です。

活動計画は農業委員会だよりへの掲載、あっせん事業、農地中間管理事業の推進です。

「Ⅲ 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」  
について

新規参入の状況は記載のとおりです。

課題は新規就農者の農地取得です。

参入目標数は記載のとおりです。

活動計画は人・農地プラン座談会の積極的な参加、農地の売買、貸借の仲介、あっせん事業、農地中間管理事業の推進です。

27ページをご覧ください。

「Ⅳ 遊休農地に関する措置」について

現状は記載のとおりです。

課題は遊休農地の大半が山間部の農地であり耕作不可能な状況となっていることです。

目標は記載のとおりです。

活動計画は8月から9月にかけて管内全域の農地

パトロールの実施です。

「Ⅴ 違反転用への適正な対応」について

現状及び課題は記載のとおりです。

活動計画は農業委員会だよりに掲載して制度を周知し、8月から9月にかけて農地パトロールを実施します。

28ページをご覧ください。

「平成31年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」

「Ⅰ 農業委員会の状況について」

農業の概要、農業委員会の現在の体制は、記載のとおりです。

29ページをご覧ください。

「Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化」について

現状は記載のとおりです。

課題は中山間地や未整備農地の借受者の減少です。

活動計画は農業委員会だよりに掲載による貸し手、借り手の掘り起こしです。

活動実績は農業委員会だよりに掲載により数件ではありますが売買、貸借の契約の成立に至りました。

目標に対する評価及び活動に対する評価は、記載のとおりです。

30ページをご覧ください。

「Ⅲ 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」について

新規参入の状況は記載のとおりです。

課題は新規就農希望者の農地確保です。

平成31年度の目標及び実績は、記載のとおりです。

目標の達成に向けた活動は記載のとおりです。

目標及び活動に対する評価は記載のとおりです。

3 1 ページをご覧ください。

「IV 遊休農地に関する措置に関する評価」について  
現状は記載のとおりです。

課題は遊休農地の大半が山間部の農地であり、雑木が繁茂し、耕作不可能な状況になっていることです。

平成31年度の目標及び実績は記載のとおりです。

活動計画は農業委員会だより、ホームページによる周知及び管内全域の農地利用調査の実施です。

活動実績は記載のとおりです。

3 2 ページをご覧ください。

「V 違反転用への適正な対応」について  
現状は記載のとおりです。

平成31年度実績は記載のとおりです。

活動計画は違反転用者に対する聞き取りの実施、農業委員会だよりへの掲載による制度の周知、管内全域の農地パトロールの実施です。

3 3 ページをご覧ください。

「VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」について

「1 農地法第3条に基づく許可事務」及び「2 農地転用に関する事務」は記載のとおりです。

34 ページをご覧ください。

「3 農地所有適格法人からの報告への対応」及び「4 情報の提供等」は記載のとおりです。

35 ページをご覧ください。

「Ⅶ 地域農業者からの主な要望・意見及び対処内容」  
について

特にありませんでした。

「Ⅷ 事務の実施状況の公表等」について

「1 総会の議事録」は議事録を縦覧できる旨を農業委員会だよりに掲載し、令和2年度以降、総会の議事録を市のホームページにより公表しております。

「2 農地等利用最適化推進施策の改善」についての意見の提出はありませんでした。

「3 活動計画の点検・評価」は市のホームページ及び全国農業会議所ホームページに公表しております。

以上です。

議長 議案第40号についての説明が終わりました。  
ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、原案のとおり許可すること  
にご異議ございませんか。

委員 (異議なし)

議長 ご異議がないようですので、原案のとおり許可いたします。

以上、議案第35号から40号まですべての審議が終了いたしました。

報告第13号、14号につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上を持ちまして、本日の会議のすべてを終了いたします。

慎重なご審議ありがとうございました。

(閉会時刻 午後3時35分)

以上、会議の顛末を記録し、事実相違ないことを証するため署名する。

(齋藤 靖裕)

会 長

---

(土岐 敏教)

9 番 委 員

---

(小山内 清人)

1 1 番 委 員

---